



公立学校における働き方改革の推進

学校における働き方改革は、特効薬のない総力戦であるため、国・教育委員会・学校それぞれの立場において、取組を着実に推進し、教師が教師でなければできないことに全力投球できる環境整備が必要

● 勤務に係る制度（給特法）改正（令和元年12月公布、①はR2.4.1施行、②はR.3.4.1施行）

- ① 公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの「**指針**」への格上げ
- ② 休日の「**まとめ取り**」のため、**1年単位の変形労働時間制**を地方公共団体の判断により条例で選択的に活用可能に

上限「**指針**」の策定（施行日：令和2年4月1日）

「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「**在校等時間**」と定義

- <上限時間> ① **1か月の時間外在校等時間について、45時間以内**
 ② **1年間の時間外在校等時間について、360時間以内** 等

● 学校や教育委員会からの国への要望を踏まえた各取組の推進（文部科学大臣ヘッドの「学校における働き方改革推進本部」において進捗管理）

教職員定数の改善	教科担任制の推進	外部人材の配置支援	部活動の見直し
<ul style="list-style-type: none"> 40年ぶりに小学校の学級編制の標準を現行の40人から35人へ引き下げ 	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度目途に小学校高学年からの教科担任制を導入 対象教科、学校規模等に応じた教職員配置の在り方など、専門的・技術的な検討を実施 	<ul style="list-style-type: none"> スクール・サポート・スタッフ、学習指導員、部活動指導員等の予算規模の拡充 GIGAスクールサポーターの活用促進 教育行政に係る法務相談体制の整備（地方財政措置） 	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、令和3年度から全国各地の拠点校（地域）において実践研究を実施し、その成果を全国展開
教員免許更新制度の検証	ICT環境整備の支援	学校向け調査の削減	全国学力・学習状況調査のCBT化
<ul style="list-style-type: none"> 教員免許更新制や研修を巡る制度に関して包括的な検証を進め、その結果に基づき、必要な見直しを実施 	<ul style="list-style-type: none"> GIGAスクール構想「1人1台端末環境整備」の前倒しの実現 ICT活用により、教員の表簿・指導要録等の作成業務や授業準備に係る負担軽減等に寄与 	<ul style="list-style-type: none"> スクラップ&ビルドの観点から学校向け調査等の実施について随時精査を実施。 ※国の定期的な調査件数（H19：34件→R1：25件） 統計に必要なデータの電子化・標準化を実施予定 	<ul style="list-style-type: none"> CBT化検討WG「中間まとめ」を踏まえ、さらに個別の論点について検討中 CBT化に向けて、令和3年度から、小規模からの試行・検証を実施予定

● 自治体や学校における改革サイクルの確立

- 「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」を実施し、**全国の各教育委員会の取組状況を可視化、市町村別結果公表**
- 好事例の全国展開**（働き方改革フォーラム開催（R2.1.31）、事例集作成（R2.3、R3.3展開予定）等）

● 勤務時間の客観的な把握の徹底

労安衛法により義務付けられているICカードやタイムカード等の記録による客観的な方法での勤務実態の把握の徹底するための環境整備の推進

実施割合（R2.10.1時点）

都道府県	91.5%
政令市	85.0%
市区町村	71.3%

● 各取組の推進

（例）上限指針を踏まえた条例・規則制定、働き方改革の方針策定、学校閉庁日、留守番電話設定、外部人材の配置、校務支援システムの導入、調査・統計業務の削減等

● スクラップ&ビルドを原則とした施策推進

● 学校運営協議会制度の導入や地域学校協働本部の整備を推進

● 業務の見直し・削減

学校の伝統として続いているが、必ずしも適切といえない又は本来は家庭や地域社会が担うべき業務を削減

● 地域・保護者等との連携

コミュニティ・スクールや地域学校協働活動を活用し、保護者や地域住民等との教育目標を共有しながら、適切な役割分担を進める

学校における働き方改革の中教審答申を受けて、令和4年を目途に勤務実態調査を実施
 中長期的な課題として、公立学校の教師に関する労働環境について、給特法等の法制的な枠組みを含め、必要に応じて検討を実施